

## 運河ルネッサンスガイドライン実施細目

制定 平成 17 年 3 月 30 日

16 港整計 第 92 号

### (趣旨)

第 1 運河ルネッサンスガイドライン(以下「ガイドライン」という。)第 9 の規定に基づき、この細目を定める。

### (用語)

第 2 この細目で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

### (協議会の設立)

第 3 ガイドライン第 2 に規定する協議会の構成員は、その区域内の町会及び商店会、その区域内において事業所又は営業権を持つ法人、又はその区域内で地域の活力及び魅力の向上を目的とした活動を行う団体などとする。

2 ガイドライン第 2 の規定により協議会を設立するに際しては、関係区の長の意見を聞くものとする。

### (協議会の登録)

第 4 ガイドライン第 3 の規定による登録を受けようとする協議会の代表者は、運河ルネッサンス地域協議会登録申請書(別記第 1 号様式)の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、港湾局長に、協議会登録の申請をしなければならない。

- 一 規約その他の当該協議会の組織、管理運営等に関する事項を記載した書類
- 二 構成員名簿
- 三 活動計画書その他の当該協議会の活動方針等に関する事項を記載した書類
- 四 基本方針等を定める予定区域を明らかにした図面

2 登録の有効期間は、3 年とする。

### (登録内容の変更)

第 5 登録協議会の代表者は、登録内容に変更があったときは、直ちに、登録内容の変更届出書(別記第 2 号様式)により、その内容を港湾局長に届け出なければならない。

### (登録の更新)

第 6 第 4 第 2 項の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする登録協議会は、当該有効期間が満了する日の 30 日前までに、運河ルネッサンス地域協議会登録更新申請書(別記第 1 号様式)により、登録の更新の申請を行わなければならない。

(登録の抹消)

第7 港湾局長は、登録協議会が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録協議会の登録を抹消するものとする。

- 一 解散の届出が行われたとき又は解散に該当する事実が判明したとき
- 二 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- 三 登録協議会の行っている活動が申請内容と著しく異なることが判明したとき
- 四 その他港湾局長が不適格と判断したとき

(運河ルネッサンス計画の作成)

第8 ガイドライン第4に定める運河ルネッサンス計画には、次に掲げる事項を記載することとする。

- 一 対象となる地区の位置、区域
- 二 運河ルネッサンスの目標
- 三 運河ルネッサンスを推進するための基本方針
- 四 対象区域におけるまちづくりの構想
- 五 対象区域における水域利用に関する構想

2 運河ルネッサンス計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 対象区域におけるイベント等催事に関わること
- 二 対象区域における海岸保全施設等公共施設の整備・管理に関すること
- 三 運河等又はその周辺地域の景観に関すること
- 四 運河ルネッサンスを展開するための個々の事業計画又は事業提案
- 五 その他運河ルネッサンスの目標を達成するために必要な事項

3 登録協議会は、運河ルネッサンス計画を作成するときは、説明会の開催等対象区域内及び周辺に住む住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

4 登録協議会は、運河ルネッサンス計画を作成するときは、港湾局長並びに関係区の長及び関係官庁の長(以下「関係区の長等」という)の意見を聞き、その意見を尊重するものとする。

(運河ルネッサンス計画の届出)

第9 ガイドライン第5の規定による運河ルネッサンス計画の届出は、運河ルネッサンス計画届出書(別記第3号様式)の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- 一 住民等に対する説明状況報告書(別記第4号様式)
- 二 運河ルネッサンス計画に対する関係区の長等の意見書

(水域占用許可申請の添付書類等)

第10 運河ルネッサンス推進地区内において、登録協議会が作成する運河ルネッサンス計画に基づく事業を行うための水域占用許可申請に際して、港湾局長は、必要に応じて、占用許可

申請者に次に掲げる書類の提出を求めることが出来るものとする。

- 一 当該事業に対する当該推進地区内の登録協議会の意見書
- 二 住民等に対する事業説明状況報告書（別記第 4 号様式）
- 三 当該事業に対する関係区の長の意見書

附 則

この細目は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。